

平成 29 年 7 月 20 日

日本医学会連合加盟学会  
理事長 会長 殿

一般社団法人日本医学会連合  
会長 門田 守人



平成 29 年度「大学医学部・医学会女性医師支援担当者連絡会」  
— よりよい男女共同参画を目指して —  
の開催について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は日本医学会連合の事業にご協力賜り、深く感謝申し上げます。

さて日本医学会連合では、日本医師会女性医師支援センターとの共催により全国の大学医学部や各医学会の女性医師支援や男女共同参画の担当者を対象に、日本医学会連合の取り組みの周知と各大学、各学会の取り組みについての情報交換を目的に「大学医学部・医学会女性医師支援担当者連絡会」を開催しており、今年度も、昨年度に引き続き、別添のとおり開催を予定しております。

つきましては、貴学会より女性医師支援（または男女共同参画）担当の先生方へのご案内、参加のご要請についてご高配の程、よろしくお願ひ申し上げます。

各大学医学部や各医学会での取り組みについて、全国で情報共有していただくための機会として、標記連絡会を是非ご活用いただくと共に、日本医学会連合の取り組みをさらに実効あるものとすべくご意見をいただければ幸甚です。

貴学会会務多端のところ、誠に恐縮ながら、趣旨をご理解の上、ご協力をお願ひ申し上げます。なお、ご参加の連絡につきましては、下記によりお願ひ申し上げます。

記

1. 申込方法：「参加者連絡票」にご記入いただき、FAXにてご送付ください。
2. 締切り：平成 29 年 8 月 31 日（木）
3. 旅費：各学会で出席されます先生（2名分）の旅費は、日本医学会連合にて負担いたします。旅費対象者は、別紙の出席者の欄に○印をご記入ください。連絡会終了後、各学会宛送金いたします。

以上

平成29年度 日本医師会 女性医師支援センター  
大学医学部・医学会女性医師支援担当者連絡会  
- よりよい男女共同参画を目指して -  
(共催：日本医学会連合)

次 第

日時：平成29年9月29日（金）14時～16時30分  
場所：日本医師会館 大講堂  
司会：常任理事 今村 定臣

開 会

挨 捶 日 本 医 師 会 長 横倉 義武  
日本医学会長・日本医学会連合会長 門田 守人

議 事

1. 日本医師会の女性医師支援に関する取り組みについて（10分）

2. 女性医師の勤務環境の現況に関する調査報告について（20分）

3. 事例発表（発表各15分×4）

- ① 大学の取り組み（2大学）
- ② 学会の取り組み（2学会）

4. 意見交換

閉 会

※終了後、3階小講堂にて懇親会を開催（1時間程度）

## 参加者連絡票

\* 平成29年8月31日(木)までにご返送ください。

一般社団法人日本医学会連合事務局 行  
(FAX: 03-6240-0406)  
(TEL: 03-6240-0405)

平成29年 月 日

学会

大学医学部・医学会女性医師支援担当者連絡会－平成29年9月29日(金)－

旅費の対象者に○をご記入下さい



【貴学会から参加される方】

フリガナ	役職	
氏名		
フリガナ	役職	
氏名		
フリガナ	役職	
氏名		

※旅費の対象者は別紙旅費申請書に必要事項を必ずご記入ください。

※記入欄が不足の場合は、誠に恐れ入りますがコピーしてお使い願います。

【当日の託児サービスについて】

ご要望があればご用意いたしたいと存じます。つきましては、託児を希望される方がいらっしゃる場合には、併せてその旨お知らせいただきますようお願い申し上げます。  
なお、準備の都合上、事前の連絡が無い場合には、ご要望にそいかねますので、必ず、本票送付の際にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

託児希望 あり ( ) 名

※太枠内を記入して下さい。

※旅費の対象者を各学会にて取りまとめいただき、返信用封筒にてご返送をお願いいたします。

一般社団法人日本医学会連合

## 旅 費 申 請 書

学会名 \_\_\_\_\_

開催日	平成29年9月29日(金)
会議名	大学医学部・医学会女性医師支援担当者連絡会
開催場所	日本医師会館 大講堂

○ 領収書があれば添付して下さい。

出発地	到着地	乗物種別	運賃(円)	備考
氏名				
氏名				
合計				

○ 宿泊の有・無 ( 有 · 無 )

領収書を添付して下さい。

振込先	銀 行	支 店
フリガナ		
口座名義		
口座番号	普通 · 当座 No.	(○を付けて下さい)

※参加者の個人口座へのお振込みはお断りしております。  
必ず貴学会名義の口座を記入してください。

# 一般社団法人日本医学会連合 旅費規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本医学会連合（以下、「当法人」という。）の役員及びそれ以外の者（当法人職員を除く）に対し、業務のため支給する旅費に関してその基準を定め、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 出張とは、業務のため、一時勤務地又は住所を離れて旅行することをいう。

## (旅費の支給)

第3条 役員及びそれ以外の者が出張した場合には、その者に対して旅費を支給する。

## (旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な経路又は方法によって旅行し難い場合には、実際に利用した経路又は交通機関により計算する。

## (旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、日当及び宿泊料に区分する。

## (旅費の支給基準)

第6条 旅費は、次のとおり、実費を支給する。

- (1) 勤務先最寄駅から会場最寄駅までの距離が 50 km 未満の場合、日当 3,000 円のみを支給する。
- (2) 鉄道運賃は実費を支給する（領収書添付のこと）。

勤務先最寄駅から会場最寄駅までの距離が 50 km 以上の場合の鉄道運賃に

は座席指定、特別・普通急行、新幹線特別急行料金を含める。また、日当5,000円を支給する。

(3) 航空賃は実費を支給する（領収証添付のこと）。

- ・実費金額を証明するに足る書類の提出をもって算出することとする。
- ・飛行機の座席は普通席とする。

(4) 旅費は最寄駅から通常の経路及び方法により計算する。但し、業務上の必要または天災その他止むなき事由の場合はこの限りではない。

(5) 船賃は、旅客運賃、寝台料金、特別個室料金による。

(6) バス賃は現に支払う旅客運賃とする。

(7) 最寄の駅、空港までの旅費については、1～6の算出方法に準ずる。

(8) 通常の交通機関を使用するが、交通機関の乱れや天災等によりやむを得ない事情等によりタクシーを使用した場合は、事務局長の判断とする。

(9) 旅費および宿泊費は、旅行後、指定する銀行に振り込んで支給する。

## 2. 宿泊費について

1泊につき原則として上限を20,000円とする。

## 3. 会員外について

(1) 50Km未満の場合 3,000円を支給する。

(2) 50Km以上の場合は、実費を支給する。

(3) 1泊につき原則として上限を20,000円とする。

## 4. 他の機関等の用務で同一日、連続する日に出張命令を受けた時は、他機関の旅費支給との調整を図る。

### (旅費の調整)

第7条 当該旅費の性質上又は当該出張における特別の事情により、この規程による旅費を支給することが適当でないと認められる場合、会長は、支給額を一部変更して支給することができる。

## 附則

1. この規程の改廃は、理事会の決議による。
2. この規程は、法人設立の日から施行する。

[平成29年5月26日開催の第1回理事会にて決定]